

福島県等が実施した中間貯蔵施設における状況確認等の結果について（令和 6 年度）

令和 7 年 4 月 2 2 日
福島県生活環境部
中間貯蔵・除染対策課

1 施設等の状況確認（1 / 5）

- 【目 的】・「中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書」に基づき施設の周辺地域の安全の確保について確認する。
- ・ 国による中間貯蔵施設の管理及び運営が適正であることを確認する。

輸送（仮置場等からの搬出作業）

【実施期間】 令和6年6月～令和7年2月

【実施回数】 7回

【対象市町村】 富岡町、浪江町、飯舘村、
南相馬市、大熊町、双葉町、
二本松市*

*：直行輸送（仮置き場を介さず、除染現場から直接中間貯蔵施設へ搬出）

【主な確認事項】

- ・ 積込作業の安全性
- ・ 除去土壌の飛散流出防止対策
- ・ 輸送時の携行品

【結 果】

- ・ 事業が適正に行われており、施設の周辺地域の安全が確保されていることを確認した。



積込作業



積込後のフレコンの固縛



輸送車両の携行品



直行輸送に係る
搬出作業現場

1 施設等の状況確認（2/5）

- 【目的】・「中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書」に基づき施設の周辺地域の安全の確保について確認する。
- ・国による中間貯蔵施設の管理及び運営が適正であることを確認する。

施設（大熊町、双葉町とともに実施）

【実施期間】 令和6年6月～令和7年2月

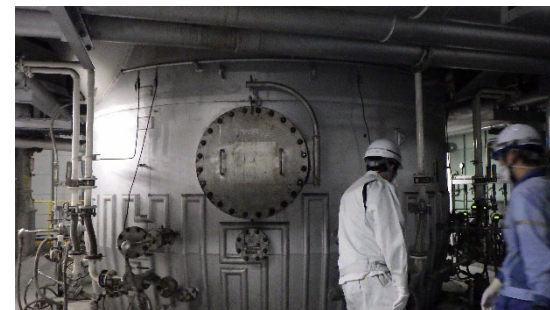
施設種別(施設数)	実施回数
土壌貯蔵施設 (10)	17
仮設焼却施設 (3)	3
仮設灰処理施設 (2)	2
廃棄物貯蔵施設 (3)	3
保管場 (9)	9
合計	34

【主な確認事項】

- ・作業の安全性
- ・除去土壌等の飛散流出防止対策
- ・環境モニタリングの実施状況
- ・事故及び異常時の対応状況



土壌貯蔵施設の状況



仮設焼却施設の状況

【結果】

- ・土壌貯蔵施設（大熊⑤工区）における放射能連続測定装置の校正不正について現場の状況を確認（8月6日）。（前回報告済み）
- ・土壌貯蔵施設（大熊①工区）における水処理設備の不具合について現場の状況を確認（9月19日）。
- ・土壌貯蔵施設（大熊③工区）における法面遮水シートの損傷について、現場の状況等を確認（1月31日及び2月12日）。

1 施設等の状況確認（3 / 5）

土壌貯蔵施設（大熊⑤工区）における放射能連続測定装置の校正不正

【概 要】

中間貯蔵施設の一部において、地下水等の放射能濃度モニタリング用の測定装置（6台分）の校正報告書の一部が不正に作成されたもの。
（令和6年8月2日環境省公表）

【調 査 日】 令和6年8月6日

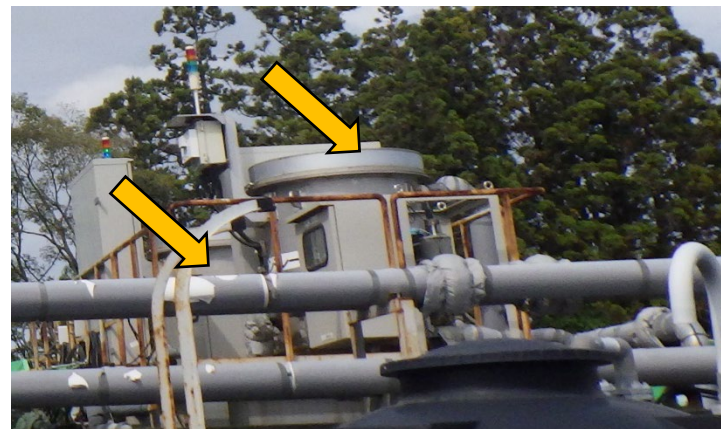
【調査結果】

放射能濃度の測定値（環境省測定）を調査し、全て基準値を下回り、放射性物質による周辺環境への影響がないことを確認した。

【県の対応】

測定値の信頼に関わる重大な事案であるため、環境省に対し、再発防止の徹底や適正なモニタリングの実施など適切な対応を求めた。

→ 事前に校正計画を確認し、有識者とともに校正作業に立ち会うとの再発防止策や、有識者の指導の下に測定装置を再校正するとの対応方針を確認した。



処理水測定用



地下水（K2区画）測定用

1 施設等の状況確認（4 / 5）

土壌貯蔵施設（大熊①工区）における水処理設備の不具合

【概要】

放流設備*に不具合があることを維持管理業者が報告をしないまま約1年間放置していたもの。

（令和6年9月20日環境省公表）

*：処理水の放射性物質が検出された場合に放射性物質を除去するために流路を切替えるための弁

【調査日】 令和6年9月19日

【調査結果】

これまでの放射能濃度の測定値（環境省測定）が全て基準値を下回り、放射性物質による周辺環境への影響はなかったことを確認した。

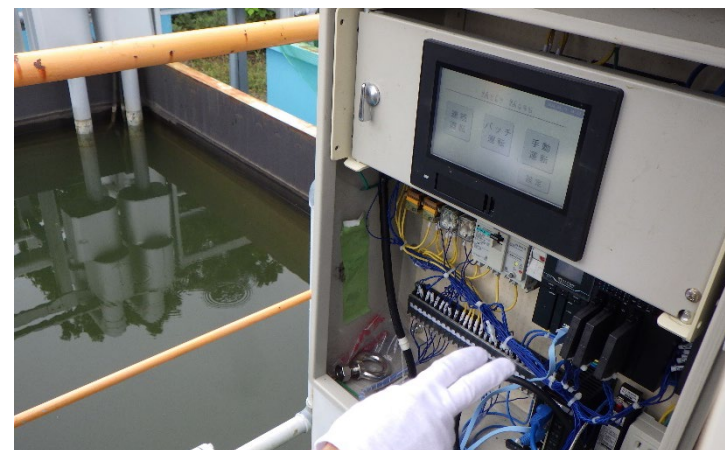
【県の対応】

不適切な水処理設備の運用状況があったことを確認し、環境省に対し、速やかな報告体制の構築及び再発防止を求めた。

→ 環境省が、設備の不具合を修繕すること、受託者へ報告の徹底を指示したことを確認した。



水処理設備



不具合が生じた制御盤

1 施設等の状況確認（5/5）

土壌貯蔵施設（大熊③工区）における法面遮水シートの損傷

【概 要】

監視カメラの位置の調節のため、覆土下の遮水シートの位置を十分に確認せずに単管パイプを打込み、遮水シートを損傷させたもの。

【調 査 日】 令和7年1月31日及び令和7年2月12日

【調査結果】

遮水シートの損傷及び補修状況のほか、損傷地点の空間線量率（環境省測定）を調査し、空間線量率が周辺と同程度であり、放射性物質の漏えいはないことを確認した。

【県の対応】

放射性物質の安全な管理に関して重大な影響を与えかねない事案であることから、環境省に対し、再発防止と施設の安全管理の徹底を求めた。

→ 土壌貯蔵施設の構造などについての教育、受託者への指示内容の明確化、作業計画の確認等の再発防止策を確認した。



遮水シート損傷箇所（1月31日）



遮水シートの補修作業の様子（2月12日）

2 環境モニタリング（1/2）

- 【目 的】・安全協定に基づき、事業による周辺環境への影響を確認する。
・国が実施する環境モニタリングの妥当性を確認する。

【実施期間】 令和6年5月～令和7年2月

【項 目 等】

施設種別	実施回数	調査項目
土壌貯蔵施設	20	放射能濃度（地下水、雨水、放流水）、有害物質等（放流水）
減容化施設	5	放射能濃度（雨水、排ガス）
廃棄物貯蔵施設	3	放射能濃度（地下水、雨水）
保管場	6	放射能濃度（地下水）
研究施設	2	空間線量率、放射能濃度（大気浮遊じん）
敷地境界	4	空間線量率、放射能濃度（大気浮遊じん）
周辺河川	12	放射能濃度（水質、底質）
合計	52	

- 【結 果】 空間線量率、放射能濃度：これまでの結果と同程度または不検出であり、周辺環境への影響は確認されなかった。
- 有害物質等：土壌貯蔵施設（双葉③工区）の放流水中の亜鉛含有量が基準を超過（その他はいずれも基準超過なし）

2 環境モニタリング（2/2）

土壌貯蔵施設（双葉③工区）における放流水の基準超過

【調査日】 令和6年12月20日

【調査結果】 亜鉛含有量 8.8 mg/L（基準 2 mg/L以下）

【県の対応】

- ◇環境省に対し、原因究明及び再発防止を講じるよう文書で通知した。（令和7年1月10日）
- ◇現地で改善状況を確認した。（令和7年2月13日）
 - ・ 配管内の亜鉛メッキからの溶出が原因との説明を受けるとともに、溶出を抑えるため、水処理設備稼働後は配管内の水を抜く運用に変更したことを確認した。
 - ・ 改めて採水し分析した結果、亜鉛含有量は0.12mg/Lであり、基準を満たしていた。
 - ・ 同様の配管を使用している他工区についても確認した結果、水処理設備の稼働率が高く配管内に水が滞留することが少ないことや配管滞留水の亜鉛含有量の分析結果から亜鉛含有量が基準を超過する恐れは小さいことを確認した。



放流水の採取箇所